

公共工事の調達に係る建設生産システムの好循環をめざして

* 森 望



1. はじめに

本年2月、スイス・ドイツの国、市、大学、建設会社を訪問する機会を東京大学大学院國島教授から提供いただき、ヒアリングを通して訪問先での方法や考え方等を知ることができた。その概要を紹介するとともに、わが国で進められている建設生産システムへの変革を目指した最近の取り組みの概略とこれに対する調査研究の方針について述べる。

2. スイス・ドイツでの調達関連の方法

両国では、主に公共工事の入札や支払い方式について調査を行った。訪問した発注機関ではほぼ共通している主なものは、以下の通りである。

- ・計画・設計段階では、設計者を技術的能力で選ぶ。契約額は、入札ではなく、対象構造物の種類、規模、技術的難易度等によって決まってくる。
- ・工事は、総合評価方式による一般競争入札で、価格の占める割合は工事の技術的難易度により変わってくる（最も低いスイス道路庁の標準的な工事で2～3割、最も高いミュンヘン市の建築工事が6～7割）。
- ・予定価格はない。最低制限価格も設定していない。低価格による入札も可能ではあるが、品質を確保することを入札者に対して要求する。
- ・工事の総合評価による入札での提案書の評価において、発注者側の技術者に加えて、設計を担当した民間技術者は構造物や施工方法を最もよく理解しているとの考えから、その民間技術者も評価者の一人として評価に参加する。この評価も業務として民間技術者に委託されている。当然のことながら、評価結果に対する責任は発注者が負う。
- ・更に、その設計者または設計者の所属する会社は、公共の発注機関の委託を受けて施工管理に

入る。

- ・契約は、単価契約が可能なものは単価契約する。発注機関によって若干異なるものの基本的に単価契約がほとんどである。
- ・支払い方式は、前払いの無い出来高部分払い方式が標準で、毎月の出来高検査に応じて出来高の90～95%を支払い、残りの10～5%は、保証金として発注者側に留保される。前払い工事は、例えば、シールドマシン等の特殊な機械を必要とする工事でのシールドマシン分、エレベータ等の製品を設置する工事のエレベータ分など、工事の初期段階でその現場のために必要な設備機械というように非常に限られている。
- ・支払いは、月に1回が標準的で施工管理の技術者とともに発注者側担当者が出来高、品質の検査をする。

細かい部分の相違はあるにしても、先進諸国の大抵の国が、スイス、ドイツと同様な手法による公共事業の調達を行っているというところ。

今回の調査を通して強く感じたことは、

- ・発注者側は、価格も重要であるがそれ以上に技術、品質が重要であるという意識を持っていること。
- ・契約で定めたユニットプライスに基づき出来高に応じて定期的に支払うこと、受け取ることが当たり前であり、そのための検査も普段の管理の中に組み込まれていること。
- ・設計を担当した技術者あるいは会社が入札時の評価や施工管理に入っており、仕組みとして施工を踏まえた設計が行われる環境になっていること。
- ・「買う」立場の建設生産システムで公共事業の執行が行われていること。

である。スイスやドイツでの公共事業の現在の調達方法に歴史がある（発注者側職員は、異なる手続きであった時代を知らないと言った）とはいえ、受・発注者双方に現在の手法に議論すべき余地があるように考えている様子は全く無く、ごく自然に運用されている。

*国土交通省国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター 建設マネジメント研究室

3. わが国の取り組みの状況

公共工事の大幅な削減と一般競争入札の拡大、それに呼応するように大きくなったダンピング問題に対する品質確保の必要性が強く提唱され、平成17年度に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が成立・施行されて4年が過ぎた。この間、国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会（委員長：東京大学大学院小澤一雅教授）の中間とりまとめ（平成18年9月）で、あり方、課題への対応方針について提言を頂き、建設生産システムの好循環をめざして、新しいシステムの構築に取り組んでいる。その中の工事に係る部分の基本的な方向は、図-1のような概念でまとめることができ、積算、入札契約、事業管理、支払いの方式について、「造る」立場の方式から「買う」立場への方式の転換をめざした取り組みである。

①価格競争から総合評価方式へ

総合評価落札方式のガイドラインが、工事について平成17年、調査・設計業務についてはプロポーザルも含めたものとして本年4月にまとめられた。今後、調査設計業務においても総合評価方式が落札方式の一つとして運用されていく。

②積み上げ積算方式からユニットプライスへ

平成16年度より新設の舗装工事を対象に試行を開始、順次試行対象工事区分を拡大し、今年度から砂防堰堤、電線共同溝の試行を開始するなど、平成26年度以降の本施行に向けた準備を進めている。

③監督主体から検査主体へ

平成19年に施工プロセス監視要領(案)がまとめ

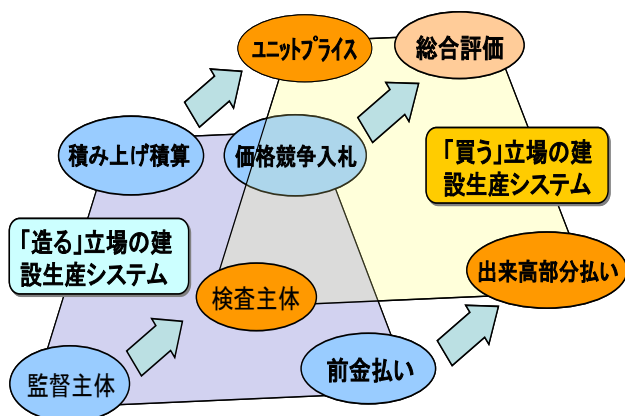


図-1 工事に係る建設生産システムのめざす方向

られ特定の工事案件についての試行が開始され、平成20年度から対象工事も拡大されている。

④前金払いから出来高部分払いへ

平成18年度に、受注者に出来高部分払い方式を選択できるという環境が整えられている。

4. 好循環をめざして

上述の建設システムの中の各項目はいわば小循環あるいは中循環を構成している施策であり、入札の準備から完成まであらゆる観点で密接不可分に結びついている。入札参加者にとって、目標は落札することであり、そのために技術点と価格点の総合点を最大にすることを目標とする。しかしながら、技術資料の作成にかけられる労力は限られている。落札後は、品質を確保しながら経済的に工事を進め、より大きな利益を上げることが目標にする。つまり、入札参加者、落札者は、建設生産システムの各過程について連続的に関係するものであり、自社あるいは自身に有利となるように様々な面でのバランスを考えながら行動し、良い結果を出そうとすると言える。したがって、試行、あるいは本格運用を通して、明らかになってくる課題、解決方法の検討に当たっては、そのような考え方のもとにとられた行動の結果であるということを念頭に置くことが必要である。

昨年度、特に総合評価については、工事への適用結果、調査設計業務への試行結果を分析し、課題解決のための提案を行ってきた。今後、建設生産システムを更に好循環なものとして構築していくために、システムの中の個々の分析・評価・改善の検討を行う場合は、システム内の各項目・過程間の相互関係にも着目するなど、建設生産システムを努めてきめ細かくかつ全体を俯瞰しながら検討を進めるよう議論している。

5. おわりに

公共事業は、品質の高い社会資本を国民のために、価格と技術に優れた工事により整備し、提供していくものである。そのために、国総研は、発注者、受注者の双方にとって好循環の仕組みとして機能する建設生産システム構築へ貢献できるよう、学識経験者、国土交通本省・地方整備局をはじめとする関係者のご意見を広く聞きながら、上記のような方針で調査研究に取り組んでいきたい。